

平成24年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成24年3月21日(水曜日)
午前10時08分 開議

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 教育行政報告

第3 委員長報告

1 議案第1号 美唄市給与条例の一部改正の件(総務・文教)

2 議案第2号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件(総務・文教)

3 議案第3号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件(総務・文教)

4 議案第4号 美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件(総務・文教)

5 議案第5号 美唄市水防協議会条例の一部改正の件(総務・文教)

6 議案第6号 美唄市指導主事の給与に関する条例制定の件(総務・文教)

7 議案第7号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件(総務・文教)

8 議案第8号 美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件(総務・文教)

9 議案第9号 美唄市立学校設置条例の一部改正の件(総務・文教)

10 議案第10号 美唄市立公民館条例の一部改正の件(総務・文教)

11 議案第11号 美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件(総務・文教)

12 議案第12号 美唄市体育センター条例の一部改正の件(総務・文教)

13 議案第13号 指定管理者の指定の件(アルテピアッツァ美唄)(総務・文教)

14 議案第14号 指定管理者の指定の件(美唄市営温水プール)(総務・文教)

15 議案第15号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件(産業・厚生)

16 議案第16号 美唄市税条例の一部改正の件(産業・厚生)

17 議案第17号 美唄市総合福祉センター条例制定の件(産業・厚生)

18 議案第18号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件(産業・厚生)

19 議案第19号 美唄市介護保険条例の一部改正の件(産業・厚生)

20 議案第20号 美唄市営農改善センター条例廃止の件(産業・厚生)

21 議案第21号 美唄市開拓婦人ホーム条例廃止の件(産業・厚生)

22 議案第22号 美唄市営住宅管理条例の一部改正の件(産業・厚生)

23 議案第23号 指定管理者の指定の件(美唄市南美唄地区共同浴場)(産業・厚生)

24 議案第24号 指定管理者の指定の件(美唄市し尿処理場)(産業・厚生)

25 議案第25号 指定管理者の指定の件(美唄斎苑)(産業・厚生)

- 26 議案第26号 指定管理者の指定の件
(美唄市峰延福祉会館)(産業・厚生)
- 27 議案第27号 指定管理者の指定の件
(美唄市茶志内福祉会館)(産業・厚生)
- 28 議案第28号 指定管理者の指定の件
(美唄市光珠内福祉会館)(産業・厚生)
- 29 議案第29号 指定管理者の指定の件
(美唄市東福祉会館)(産業・厚生)
- 30 議案第30号 指定管理者の指定の件
(美唄市南福祉会館)(産業・厚生)
- 31 議案第31号 指定管理者の指定の件
(美唄市日東福祉会館)(産業・厚生)
- 32 議案第32号 指定管理者の指定の件
(美唄市西美唄福祉会館)(産業・厚生)
- 33 議案第33号 指定管理者の指定の件
(美唄市中村福祉会館)(産業・厚生)
- 34 議案第34号 指定管理者の指定の件
(美唄市茶志内中央福祉会館)(産業・厚生)
- 35 議案第35号 指定管理者の指定の件
(美唄市東明西福祉会館)(産業・厚生)
- 36 議案第36号 指定管理者の指定の件
(美唄市東4条福祉会館)(産業・厚生)
- 37 議案第37号 指定管理者の指定の件
(美唄市北福祉会館)(産業・厚生)
- 38 議案第38号 指定管理者の指定の件
(美唄市開発福祉会館)(産業・厚生)
- 39 議案第39号 指定管理者の指定の件
(美唄市癸巳福祉会館)(産業・厚生)
- 40 議案第40号 指定管理者の指定の件
(美唄市総合福祉センター)(産業・厚生)
- 41 議案第41号 指定管理者の指定の件
(美唄市立茶志内双葉保育園)(産業・厚生)
- 42 議案第42号 指定管理者の指定の件
(美唄市立峰延保育所)(産業・厚生)
- 43 議案第43号 指定管理者の指定の件
(美唄市立西美唄保育園)(産業・厚生)
- 44 議案第44号 指定管理者の指定の件
(美唄市立進徳保育園)(産業・厚生)
- 45 議案第45号 指定管理者の指定の件
(美唄市東地区生活支援センター)
(産業・厚生)
- 46 議案第46号 指定管理者の指定の件
(美唄市米穀乾燥調製処理施設)(産業・厚生)
- 47 議案第47号 指定管理者の指定の件
(美唄市小麦集出荷調製施設)(産業・厚生)
- 48 議案第48号 指定管理者の指定の件
(ピパオイの里プラザ)(産業・厚生)
- 49 議案第49号 指定管理者の指定の件
(美唄市交流拠点施設)(産業・厚生)
- 50 議案第50号 指定管理者の指定の件
(和田公園)(産業・厚生)
- 51 議案第51号 平成23年度美唄市一般会計補正予算(第7号)(予算審査特別)
- 52 議案第52号 平成23年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)(予算審査特別)

- | | | |
|-----|--|---|
| 53 | 議案第 53 号 平成 23 年度美唄市介護保険会計補正予算(第 2 号)(産業・厚生) | の一部改正の件 |
| 54 | 議案第 54 号 平成 24 年度美唄市一般会計予算(予算審査特別) | 第 7 承認第 2 号 総務・文教委員会所管事務調査の件 |
| 55 | 議案第 55 号 平成 24 年度美唄市民バス会計予算(予算審査特別) | 第 8 承認第 3 号 産業・厚生委員会所管事務調査の件 |
| 56 | 議案第 56 号 平成 24 年度美唄市国民健康保険会計予算(予算審査特別) | 第 9 承認第 4 号 議会運営委員会所管事務調査の件 |
| 57 | 議案第 57 号 平成 24 年度美唄市下水道会計予算(予算審査特別) | 第 10 意見書案第 1 号 記録的な豪雪による被害対策を求める意見書 |
| 58 | 議案第 58 号 平成 24 年度美唄市介護保険会計予算(予算審査特別) | 第 11 意見書案第 2 号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書 |
| 59 | 議案第 59 号 平成 24 年度美唄市介護サービス事業会計予算(予算審査特別) | 第 12 意見書案第 3 号 戸別所得補償制度の見直し等、農業政策の立て直しを求める意見書 |
| 60 | 議案第 60 号 平成 24 年度美唄市後期高齢者医療会計予算(予算審査特別) | 第 13 意見書案第 4 号 医療計画、2 次医療圏の基準見直しに関する意見書 |
| 61 | 議案第 61 号 平成 24 年度市立美唄病院事業会計予算(予算審査特別) | 第 14 意見書案第 5 号 原子力発電所の安全対策と再稼働に関する意見書 |
| 62 | 議案第 62 号 平成 24 年度美唄市水道事業会計予算(予算審査特別) | |
| 63 | 議案第 63 号 平成 24 年度美唄市工業用水道事業会計予算(予算審査特別) | |
| 第 4 | 議案第 66 号 平成 24 年度美唄市一般会計補正予算(第 1 号)(予算審査特別) | |
| 第 5 | 議案第 64 号 財政調整基金の一部積立て停止の件 | |
| 第 6 | 議案第 65 号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 | |

出席議員(13名)

- | | |
|------|-----------|
| 議長 | 内馬場 克 康 君 |
| 副議長 | 小 関 勝 教 君 |
| 2 番 | 長谷川 吉 春 君 |
| 3 番 | 谷 村 知 重 君 |
| 4 番 | 丸 山 文 靖 君 |
| 5 番 | 本 郷 幸 治 君 |
| 6 番 | 森 川 明 君 |
| 7 番 | 吉 岡 文 子 君 |
| 8 番 | 桜 井 龍 雄 君 |
| 9 番 | 金 子 義 彦 君 |
| 10 番 | 高 田 正 則 君 |
| 11 番 | 五十嵐 聡 君 |
| 13 番 | 土 井 敏 興 君 |

午前10時08分 開議

欠席議員（1名）

1番 倉本 賢君

議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

出席説明員

市長 高橋 幹夫君
副市長 藤井 英昭君
総務部長 伊藤 敦史君
市民部長 山崎 一広君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中川 直紀君
商工交流部長 市川 厚記君
農政部長 須田 正毅君
都市整備部長 山口 隆慶君
市立美唄病院事務局長 高倉 雄治君
消防長 霜田 公法君
総務部総務課長 佐藤 崇君
総務部総務課主査 平野 太一君

教育委員会委員長 工藤 勝善君
教育委員会教育長 安田 昌彰君
教育委員会教育部長 奥山 隆司君

選挙管理委員会委員長 後藤 勝義君
選挙管理委員会事務局長 秋場 勝義君

農業委員会会長 西川 芳勝君
農業委員会事務局長 吉田 寿幸君

監査委員 扇谷 均君
監査事務局長 鎌田 覚君

事務局職員出席者

事務局長 中平 匡司君
次長 三上 忠君

議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

4番、丸山文靖議員

5番、本郷幸治議員

を指名いたします。

議長内馬場克康君 次に日程の第2、教育行政報告に入ります。

教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） サン・スポーツランド美唄管理棟ホームタンクからの灯油漏れ事故について申し上げます。

去る3月17日午後5時34分頃、付近住民から消防本部へ自宅裏の側溝から灯油のにおいがするため調査してほしい旨、通報があり、消防本部において調査した結果、サン・スポーツランド美唄管理棟の南側に設置されているホームタンクのスタンド部分が積雪により折れ曲がったことから、灯油が漏れていることが確認されました。

消防本部からの連絡を受け、直ちに現場へ向かい、消防職員とともに緊急対応として、ホームタンク付近の雪の処理と近くにある側溝に油吸着マットを敷設し、あわせて通報のあった住民の自宅裏の側溝に油吸着用吹流しを敷設したところであります。

翌日の18日には、新たに3カ所、油吸着マットを敷設したほか、ホームタンク内に残っていた灯油約100リットルを回収すると

ともに、付近の汚染された雪及び土について中和溶剤を散布し、処理を行ったところであります。

これまでの調査では、ホームタンク内の残量及び側溝への流出状況などから灯油の流出量は約50リットルと推定され、側溝の下流部に農業用水路があることから、該当する水利組合へ連絡し、状況を説明するとともに用水路の水系の確認をいたしました。

なお、現在のところ河川への流出など被害は発生しておりませんが、地域住民並びに関係機関の皆様には、多大なご心配をおかけしていることをお詫び申し上げます。

今後は、灯油流出について雪解けまで継続的に監視をするとともに、施設管理のあり方について指定管理者と再確認するほか、連携を強めるなど、再発の防止に向けて、万全を期してまいります。

以上、申し上げます報告を終わります。

議長内馬場克康君 教育行政報告に対する質疑通告の集約のため、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 開議

議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

本件については、別にご発言もないようでありますので、これをもって教育行政報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に日程の第3、委員長報告に入ります。

順序1、議案第1号美唄市給与条例の一部

改正の件ないし順序63、議案第63号平成24年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上63件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

初めに、議案第1号ないし議案第14号の以上14件について、五十嵐総務・文教委員長。

総務・文教委員会委員長五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第2号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件、議案第3号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、議案第4号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件、議案第5号美唄市水防協議会条例の一部改正の件、議案第6号美唄市指導主事の給与に関する条例制定の件、議案第7号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第8号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件、議案第9号美唄市立学校設置条例の一部改正の件、議案第10号美唄市立公民館条例の一部改正の件、議案第11号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件、議案第12号美唄市体育センター条例の一部改正の件、議案第13号指定管理者の指定の件（アルテピアッツァ美唄）及び議案第14号指定管理者の指定の件（美唄市営温水プール）の以上14件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月9日、委員会を

招集して、審査いたしました。

はじめに、議案第1号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

職員給与の独自削減について、今回の1年継続における労使間合意の経過と職員に与える影響について、との質疑に対し、今回の独自削減については、昨年12月5日に組合提案し、新たな削減等がないことを確認のうえ、当日に合意しているものである。給与の独自削減については、経済状況も悪く、職員それぞれの生活にも影響があるものと考えているが、当面の課題である市立病院の不良債務の解消、一般財源の財源不足については、職員一丸となって取り組んでいかなければ解決できないものと考えており、今後とも、職員総意のもとに財政健全化計画の早期達成に向け取り組んでいきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第2号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、夜間看護待機手当について、恵祥園の看護師の夜間待機の実績について、との質疑に対し、23年4月から12月までの9カ月間の平均で、電話での対応が月4回、園に出向く回数が月1.6回、その1.6回に要する平均時間が2時間2分となっている。との答弁。

次に、災害緊急援助手当について、昨年の災害派遣の実績と手当の支給方法について、との質疑に対し、昨年発生した東日本大震災に伴い、市の消防隊から、同年3月22日から3月27日までの6日間、3名の職員を派遣している。支給方法については、いったん市から特殊勤務手当として職員に支給し、そ

の経費を一括国に請求後、負担金として市に戻る形になっている。との答弁。

次に、派遣診療手当について、現在、行なわれている派遣診療の内容と他の病院における実態について、との質疑に対し、現在行っている派遣診療は6事業あり、恵風園・恵祥園、自衛隊、学校医としての診療、保健センターが行う乳幼児健診のほか、23年度から新たに発生したのものとして、砂川市立病院及び栗山日赤病院への、それぞれ週1回の医師派遣を行っている。また、今回の改正の提案にあたり、管内の7病院を調査した結果、砂川市立病院が地域連携による派遣診療のために従事した場合に1日当たり2万円、三笠市立総合病院は、定期受診の場合に1万円、緊急的な場合に5,000円の派遣診療手当があり、その他の病院については、派遣診療手当はなく、職務専念義務免除もしくは営利企業事務従事許可という中で派遣をされている。との答弁がありました。

次に、議案第6号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

指導主事の給与について、道の給料表ではなく、市の部長職の給料表を適用するという発想はなかったのか、また、管理職手当の取り扱いについて、との質疑に対し、指導主事については、あくまでも市の標準職務表では課長職として、部長職の給与を適用する考えはない。また、給料表の比較については、市の部長職に適用している行政職給料表の7級と教育職の校長に適用する給料表4級を比較した場合、教育職の校長の給料表のほうが高くなっている。管理職手当については、現在、市の規定を適用して支給し、年額で調整して

いるが、これについても、現給保障の観点から、条例制定後は道の基準に基づき支給することとなる。との答弁がありました。

次に、議案第7号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

条例中に新たに加わった「救急業務に協力し、又は」という文言について、公務災害補償の対象となる救急業務、協力とは、どういう状況下によるものなのか、との質疑に対し、事故現場において救急隊員から指導があった場合、また、救急通報の際、消防職員からの応急手当等に関する指導があった場合、この2点について、救急業務に協力したものとして対象となるものである。との答弁がありました。

次に、議案第8号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

消防手数料の平成23年度の状況について、との質疑に対し、金額は押さえていないが、件数は全体で58件となっている。との答弁がありました。

次に、議案第9号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、西美唄小学校の統合に至る経過及び今後の取り組みについて、との質疑に対し、平成23年3月、地域の保護者を中心とする「西美唄小学校の教育環境を考える会」が設置され、西美唄保育園の存続問題と併せて話が進められてきたが、同年6月までに、24年度をもって西美唄保育園の閉園、西美唄小学校の閉校、統合という考え方がまとめられ、地域了解を経て、8月下旬に西美唄小学校臨時PTA総会が開催され、9月上旬、この「西美唄小学校の教育環境を考える会」から、教

育長及び市長に対して、統合に向けた要請書が提出され、これを受け、10月下旬に教育委員会議を開き、要請書の内容をしっかりと把握して、地域や関係する学校等と協議を行いながら、25年3月の閉校、中央小学校との統合を進めていくということを決議したところである。今後については、昨年11月下旬に設置した「統合準備委員会」において準備を進めている、授業交流の実施による馴染みの関係づくりなどにより、スムーズな統合に向けた環境整備に取り組んでいきたいと考えている。との答弁。

次に、統合後におけるスクールバスでの送迎について、新入学児童の体力的な問題もあるかと思うが、西美唄地域から中央小学校までの所要時間はどれくらいになると考えているか、との質疑に対し、現在、西美唄小学校用として2路線、西美唄地区から美唄中学校に通う中学生用の2路線が運行しており、中学校用の路線が40分から45分かけて運行している状況にある。この4路線を中心として地区を分割し、小中学校を混ぜながら美唄に向かうという手段を取るなど、出来るだけ時間を短縮して通学ができるよう、組み立てをしていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第10号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

現在、公民館の館長については、どういう形で置かれているのか、との質疑に対し、市で委託する指定管理者の方で定め、設置しており、各種事業を行なっている。との答弁がありました。

次に、議案第11号における質疑・答弁の

主なものを申し上げます。

中央小学校区放課後児童施設について、入所定員に変更がないが、西美唄小学校との統合には対応できるのか、また、統合後、西美唄地区の児童の利用に関し、スクールバスでの対応は考えているのか、との質疑に対し、中央小学校区は70名の定員を設けているが、平成24年度の放課後児童施設の利用見込みについて、中央小学校区が56人、西美唄小学校区が11人となっており、現状でいけば、定員は十分ではないかと考えている。また、保護者の迎えに代わるスクールバスでの対応については、統合に伴い、少年団活動におけるスクールバス対応も検討される予定であることから、他の放課後施設との兼ね合いも含め、今後、検討していきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第14号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、市営温水プールの過去3年間の利用状況について、との質疑に対し、利用者数は、20年度が2万8,463人、21年度が2万6,208人、22年度が2万5,609人であり、そのうち、自主事業として行っている教室については、20年度が1万3,794人、21年度は1万3,294人、22年度が1万4,261人となっている。との答弁。

次に、利用者の中には、医師の指導のもと、病気治療の一環として利用している市民もいるが、こういう場合の入館料の割引等の考え方について、との質疑に対し、病気の改善あるいは健康増進のための様々な利用があるものと認識しており、市でそういった事業を行

う場合の減免については、今後は検討していきたいが、個人の減免は現時点では考えていない。との答弁がありました。

なお、議案第3号ないし議案第5号、議案第12号及び議案第13号の以上5件についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第1号ないし議案第14号の以上14件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に、議案第15号ないし議案第50号の以上36件について、高田産業・厚生委員長。

産業・厚生委員会委員長高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました議案第15号美唄市医療費助成条例の一部改正の件、議案第16号美唄市税条例の一部改正の件、議案第17号美唄市総合福祉センター条例制定の件、議案第18号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件、議案第19号美唄市介護保険条例の一部改正の件、議案第20号美唄市営農改善センター条例廃止の件、議案第21号美唄市開拓婦人ホーム条例廃止の件、議案第22号美唄市営住宅管理条例の一部改正の件、議案第23号指定管理者の指定の件（美唄市南美唄地区共同浴場）議案第24号指定管理者の指定の件（美唄市し尿処理場）議案第25号指定管理者の指定の件（美唄斎苑）議案第26号指定管理者の指定の件（美唄市峰延福祉会館）議案第27号指定管理者の指定の件（美唄市茶志内福祉会館）議案第28

号指定管理者の指定の件（美唄市光珠内福祉会館） 議案第29号指定管理者の指定の件（美唄市東福祉会館） 議案第30号指定管理者の指定の件（美唄市南福祉会館） 議案第31号指定管理者の指定の件（美唄市日東福祉会館） 議案第32号指定管理者の指定の件（美唄市西美唄福祉会館） 議案第33号指定管理者の指定の件（美唄市中村福祉会館） 議案第34号指定管理者の指定の件（美唄市茶志内中央福祉会館） 議案第35号指定管理者の指定の件（美唄市東明西福祉会館） 議案第36号指定管理者の指定の件（美唄市東4条福祉会館） 議案第37号指定管理者の指定の件（美唄市北福祉会館） 議案第38号指定管理者の指定の件（美唄市開発福祉会館） 議案第39号指定管理者の指定の件（美唄市癸巳福祉会館） 議案第40号指定管理者の指定の件（美唄市総合福祉センター） 議案第41号指定管理者の指定の件（美唄市立茶志内双葉保育園） 議案第42号指定管理者の指定の件（美唄市立峰延保育所） 議案第43号指定管理者の指定の件（美唄市立西美唄保育園） 議案第44号指定管理者の指定の件（美唄市立進徳保育園） 議案第45号指定管理者の指定の件（美唄市東地区生活支援センター） 議案第46号指定管理者の指定の件（美唄市米穀乾燥調製処理施設） 議案第47号指定管理者の指定の件（美唄市小麦集出荷調整施設） 議案第48号指定管理者の指定の件（ピパオイの里プラザ） 議案第49号指定管理者の指定の件（美唄市交流拠点施設）及び議案第50号指定管理者の指定の件（和田公園）の以上36件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月9日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第16号に対する質疑・答弁のうち主なものを申し上げます。

初めに、国民健康保険税について、市民負担がどれだけ増えるのか、という質疑に対し、家族構成や所得で影響額が変わるため、3パターンで例えると、40代の夫婦と子ども2人で介護負担分を納付する世帯で、給与収入300万の場合は、所得割3万8,100円の増、均等割5万0,200円の増、平等割7,400円の増、合計で9万5,700円、27.3%の増加となる見込み。次に、30代の夫婦と子ども2人で介護負担分を納付しない世帯、給与収入300万の場合は、所得割1万4,300円の増、均等割4万0,800円の増、平等割4,900円の増、合計で6万円、18.6%の増加となる見込み。次に、65歳以上75歳未満の年金収入300万のみの場合は、所得割1万3,200円の増、均等割2万0,400円の増、平等割4,900円の増、合計で3万8,500円、15.3%の増加となる見込み。との答弁。

次に、均等割の負担が大きい積算の考え方について、との質疑に対し、国保税額は、世帯の所得に応じて計算する所得割額と被保険者一人ひとりに係る均等割、1世帯いくらかというのが平等割額で、資産割を廃止することになるので、美唄市では3方式で保険税を決定することになる。平成12年以降、税率を上げることなく来ており、今回、十数年ぶりの税率改定ということと、基金がゼロになり、事業運営のために保険税を上げるということで、被保険者の皆さん全員で美唄市の国

保事業を支えていただくという趣旨で、応益と応能の賦課割合を50対50ではなく、応益割合の方に少しウエイトを寄せて計算したため、均等割りがかなり上がった形になっている。との答弁。

次に、応益割合が増えたということは、低所得者の負担がより重くなるのではないかと、との質疑に対し、低所得者対しては均等割、平等割について、3段階の軽減措置があるため、30%を超える負担増にはなるが、金額的にはそれほど多い額とはならない見込み。との答弁。

次に、国保加入者は、同等の市と比較した場合、どのような状態か、また、平成20年に支援分ができたと思うが、平成20年当初と24年に対するの比率はどのようになっているのか。との質疑に対し、国民健康保険の加入率は38.3%で、美唄市の加入率は高い方。また、後期高齢者支援金については、後期高齢者医療制度の医療費が確実に増えているため、国保の支援分の税率も上がっているという仕組みになっている。との答弁がありました。

次に、議案第17号に対する質疑・答弁のうち主なものを申し上げます。

初めに、福祉センター建設の総事業費について、また、平成22年度の社会福祉協議会の収支状況及び市の助成額について、との質疑に対し、建設事業費は総額で9億7,110万円、平成22年度における社協の収支は、単年度決算で295万2,000円の黒字となっており、市の助成額は2,415万5,000円となっている。との答弁。

次に、指定管理にした場合のメリット及び

施設利用料について、との質疑に対し、社協は介護の担い手として運営している部分、社会福祉本来の地域福祉を推進するという部分ということで、市民とのやりとりや、施設全体の管理の部分について、市が直営で進めるよりも、一体的に進められるという考え方から、指定管理のメリットがあると考えている。また、施設利用料については、現行料金と同額となる予定。との答弁。

次に、指定管理費について、前年までの助成に比べ増額となっているが、今回初めての指定管理ということだが、増額となった根拠について、との質疑に対し、平成23年度の運営補助金は2,472万7,000円、24年度の指定管理費及び補助金の総額は2,653万円で、180万3,000円の増額の内訳は、施設管理費になる。との答弁がありました。

次に、議案第18号に対する質疑・答弁を申し上げます。

西美唄保育園の閉園の経緯と、今後まち場の保育園に通園する場合、親の負担がかなりあると思うが、その辺の考え方について、との質疑に対し、当初、西美唄保育園と西美唄小学校の保護者や運営協議会の中で審議をしており、平成23年3月に運営協議会で、保護者や関係者との協議を行っていたが、24年度の入園者について10名を割るということで、24年度をもって閉園したいという地域の意向があり、地域の関係機関とも協議するという話だったが、それ以降、西美唄小学校も統合についての審議がかなり煮詰まってきたということで、地元からは、保育園、小学校を並行して準備を進めてもらいたいと

いう要望を受けていた。また、閉園後、まち場に通園することについては、納得いただいた状況の中で進めているが、送迎手段など関連部分について、地域の要望を聞きながら対応に努めたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第19号に対する質疑・答弁を申し上げます。

初めに、介護保険の所得段階について、各段階の人数は、との質疑に対し、24年度当初で、第1段階が344人、第2段階が2,374人、第3段階が1,504人、第4段階の軽減が1,232人、第4段階の基準が806人、第5段階が1,860人、第6段階が645人と見込んでいる。との答弁。

次に、道の方の財政安定基金を取り崩し、各市町村に交付するということのようなが、交付がされているのか、との質疑に対し、平成24年度からの第5期の保険料の設定に当たり、この3年間に限り、北海道の財政安定基金から、それぞれ市町村に交付金として交付されることにより保険料の総額を抑えるという効果があり、本市には2,392万2,987円の交付が予定されている。との答弁がありました。

次に、議案第20号及び議案第21号に対する質疑・答弁を一括して申し上げます。

廃止後の施設と用地の取り扱いについて、との質疑に対し、施設は地域の方に移管することになり、用地は、普通財産として市の方での管理となる。との答弁がありました。

次に、議案第22号に対する質疑・答弁を申し上げます。

市営住宅の場所によって家族構成の制限が

あるのか、また、家族構成が変わった場合は移動してもらうのか、との質疑に対し、特定目的住宅という物があり、シルバー住宅に関しては要件がある。また、2人以上の家族がいる場合は世帯向けの住居に入ることになるが、例えば1人になった場合には、単身向けの住居に移動してもらうようお願いしているが、強制ではないので、なかなか動いてもらえない場合もある。ただ、身障者向けの住宅で、車いす使用の方がいなくなった場合は、一般世帯向けの住宅に動いてもらっている。との答弁がありました。

なお、議案第15号、議案第23号ないし議案第50号の以上29件についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第15号、議案第17号及び議案第18号、議案第20号ないし議案第50号の以上34件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第16号及び議案第19号の以上2件については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきませうようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に、議案第51号ないし議案第63号の以上13件について、小関予算審査特別委員長。

予算審査特別委員会委員長小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました議案第51号平成23年度美唄市一般会計補正予算（第7号）議案第52号平成23年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）議案第

53号平成23年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)、議案第54号平成24年度美唄市一般会計予算、議案第55号平成24年度美唄市民バス会計予算、議案第56号平成24年度美唄市国民健康保険会計予算、議案第57号平成24年度美唄市下水道会計予算、議案第58号平成24年度美唄市介護保険会計予算、議案第59号平成24年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第60号平成24年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第61号平成24年度市立美唄病院事業会計予算、議案第62号平成24年度美唄市水道事業会計予算及び議案第63号平成24年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上13件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月12日ないし16日の5日間、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第51号平成23年度美唄市一般会計補正予算(第7号)に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、施設利用支援事業について、具体的な利用者、支援員の当初の見込み人数と増加の要因はどのように考えているのか、また、それが24年度予算に反映されているのか、との質疑に対し、利用者については当初11名を見込んでいたが、新規利用者12名の増加。支援員については利用者2.5人に対して1人を、2人に対して1人と施設の方で増員を図ったもので、いずれの増加も当初見込むことができなかった。今後、各福祉施設と十分に連携をとり、利用者の把握に努めるよう努力していきたい。との答弁。

次に、ごみ広域処理焼却施設整備事業について、美唄市における議論はこれから生ごみの堆肥化が大きな問題であるが、今後、広域処理施設整備計画について、美唄市としてかわり方について、どう考えているか、また、事業実施に当たっては、美唄市での議論や意見を的確に反映するため、一部事務組合をつくる必要があるのではないかと、との質疑に対し、3市町で広域処理するというところで、昨年の11月基本合意をし、さらに2月末の細目協定に基づき平成24年度ごみに係る予算計上をしている。

今後、広域処理をする場合、岩見沢に持っていく可燃ごみを、美唄市内でできるだけ少なくする取り組みが大事だと考えている。また、生ごみについては、岩見沢には持ち込まず堆肥化の方向で進めていく取り組みを考えており、市民全体でごみを減らしていく努力が必要だと考えている。

また、基本合意の際には、事務組合ではなく委託方式とすることとしているが、今後、3市町で連絡協議会をつくり、一部の建設や発注に関して参加する予定と聞いている。との答弁がありました。

次に、議案第54号平成24年度美唄市一般会計予算に対する質疑・答弁について、初めに、第1款議会費、第2款総務費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、職員研修事務、人事管理一般事務について、職員研修、保健、厚生制度については、地方公務員法に義務規定があるが、市における計画の樹立、内容等の状況について、との質疑に対し、職員研修については、毎年、

研修計画を策定しており、平成24年度においても、基本方針、重点事項、実施内容等を盛り込んだ計画を策定している。職員の福利厚生、健診についての具体的な計画は策定していないが、新年度においても、職員の定期健康診断と特定職種の特別健康診断、その他、脳ドック等を予定している。との答弁。

次に、福利厚生について、市長は市政執行方針の中で、まちが元気になり人が元気になる。このことを目指して市政を執行していくという基本姿勢を示し、職員も元気に仕事をして欲しいとされているが、職員の元気をどうとらえているのか、また、職員の元気づくりの方策について、との質疑に対し、職員の元気については、やはり健康であることが基本であり、その中で、職員のやる気、意欲を持たせる環境をどう整備するかということが重要であると考えている。まちを元気にするためには職員も元気でなければならず、市民との協働においても大変重要なことであることから、今後、その点を十分留意し、環境づくりに努めていきたい。との答弁。

次に、美唄サテライト・キャンパス事業について、この事業は市長選時の公約とのことだが、総合計画との関係について、また、市民カレッジという事業があるが、今後市民カレッジはなくなるのか、との質疑に対し、総合計画上は、「人と文化を育み交流が広がるまちづくり」の「人づくり」、「芸術・文化・生涯学習」の施策に位置づけ、新規事業として追加する。また、市民カレッジについては、24年度も教育委員会所管の事業として継続するが、内容的に重複しないよう、サテライト・キャンパス事業の講座については、より

専門性のあるものを開講し、役割分担が出来るやり方で取り組んでいきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、シルバー人材センター育成補助事業について、シルバー人材センターの主な事業と受注金額について、また、市からの補助金700万円は妥当なのか、との質疑に対し、シルバー人材センターの事業実績については、公共事業が17件、受注金額が2,389万3,000円、一般企業等の受注で442件、受注金額が2,245万9,000円、個人、一般家庭の受注については2,680件、受注金額3,051万3,000円となっている。また、補助金については、自治体が補助した額と同額が国から補助されることになっており、平成22年度現在の会員数225人という規模では、国からの補助の上限が710万円となっていることや、業績が伸びている分、会員も増えていることから、金額的には妥当と考えている。との答弁。

次に、保育所でフッ化物洗口を実施することについて市長はどう考えているか、との質疑に対し、フッ化物洗口の安全性については、世界保健機構WHOや厚生労働省など、国内外の専門的な機関・団体が一致して安全性を認めているところであり、万が一、間違っても飲み込んで人体に影響はないものと北海道歯科医師会の判断もいただいている。しかしながら、これらの推進に当たっては、安全性のさらなる確保や保護者の同意も不可欠で、当然、ご理解いただかなくてはならない。そ

んな中で、今回実施する保育所のアンケート調査の結果、95.6%の父兄から実施を希望するという話があり、虫歯が全国平均の2倍以上もある美唄の子ども達の歯の健康を守るため、市として総合的に判断し、今回実施することとした。との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、緊急雇用対策事業について、昨年度も同様の補助金で緊急雇用が行われたが、この緊急雇用が実際に地元の雇用につながった例はどれくらいあるのか、また、今回の4つの事業が継続雇用につながる可能性はどれくらいあると考えているのか、との質疑に対し、23年度の途中の段階であるが、10名が正規採用され、雇用が継続されていると聞いている。緊急雇用については、継続雇用が約束されるものではないが、厳しい雇用環境の中、少しでも継続雇用の可能性を秘めた事業を創出することを目的に組み立てを行っており、今年度の事業については、臨時職員を直接雇用する2つの事業を除き、商工業活性化促進事業、地元農産品活用促進事業、この2件については、今後、継続雇用の位置づけで計画を立てたものである。との答弁。

次に、アンテナショップの今後における自主運営について、3年の実証実験の実績から、3名の雇用を保障するということについては、非常に厳しい環境があるのではないかとと思うが、市としての支援の考え方について、との質疑に対し、アンテナショップは地域の活性化、美唄の情報を発信する上で有効な施設であると認識しており、出店者協議会を主体と

する運営においても、出店者との調整、経理事務、外販、インターネットによる販売の増加対策や、イベントなどでの手伝いなど、市として、人的な支援を最大限に行ない、売り上げの増加や安定した経営に向け、十分なサポート体制について検討していきたいと考えている。との答弁。

次に、コンピュータ・カレッジについては、募集人員に対し、学生が思うように集まっていないほか、就職率についても、今年度、就職希望者の半数程度しか内定がない状況と聞いているが、今後のコンピュータ・カレッジのあり方について、既に協議が行われているのか、また、市としての考え方について、との質疑に対し、現在まで、協議はなされていないが、今後の運営については、収支のシミュレーションを見ながら、本当に経営が立ちいかない状況になった場合、廃止も含めた検討を運営主体である職業訓練法人美唄情報開発学園と十分協議、検討していかねばならないものと考えている。との答弁。

次に、土地改良費について、農地・水保全管理支払交付事業及び環境保全型農業直接支援対策事業の2事業について、対象人数及び面積はどの程度になると考えているか、との質疑に対し、平成24年度より組織を再編成することになるが、従前の農地・水・環境保全向上活動と、参加される農業者及び面積は、さほど変わらないものと考えており、農地・水保全管理支払交付事業については、1,053名程度、交付面積としては8,381ヘクタール、環境保全型農業直接支援対策事業については、対象数が101名、対象面積405ヘクタールと押さえている。との答弁が

ありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、ピパオイの里プラザ管理運営事業について、現状としては貸し館の部分が多いと感じられるが、市としては、貸し館として地域に提供することで、条例の設置目的が達成されるという判断なのか、また、商工会議所を指定管理者としているが、建物が繋がっている総合福祉センターとの一連の維持管理が合理的、効果的ではないかという議論はなかったのか、との質疑に対し、利用状況としては、主に手芸等を中心としたサークル活動に加え、農商工連携という中で、研究開発団体の利用もあるなど、本来の目的に沿った利用がされているものと考えているが、今後とも、指定管理者と協議を重ねながら、人材育成、利用者同士の交流を高めるよう努めていきたい。

また、福祉センターとの一体管理については、現在、ピパオイの里プラザの設置条例を基に管理運営をしている点から、当分の間はピパオイの里プラザという位置付けの中で、管理運営を進めていきたいと考えている。との答弁。

次に、交流推進費について、美唄には観光地として大きく飛躍する要素があると考えますが、どの程度の入込を見込んでいるか、また、他都市へのPR方法、計画について、との質疑に対し、観光入込数については、ここ数年、30万人台を往来している状況にあるが、民間が実施する美唄ツアーへの支援について、23年度は4つのツアーが7回実施され、2

03名の参加があるなど、将来的には40万人程度の入込数を目指したいと考えている。

他都市へのPR等については、これまでに2回、東京都庁でのPRを実施し好評を得ているほか、23年度は大阪市の道産子プラザへ出店し、美唄の特産品が関西圏でも売れるという手ごたえを感じていることから、24年度については、首都圏、関西圏両方への出店を予定している。との答弁。

次に、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業について、当初24年度については、178橋を3,560万円の予算で点検・調査することになっていたが、今回1,800万円に変更した経過について、との質疑に対し、当初計画策定後、橋りょう数の多い市町村に対応するため、遠方目視を行う簡易な点検方法でも良いということから、平成23年度の点検・調査の橋りょう数を増やし、平成24年度については残り4橋の点検・調査と全橋の修繕計画を1年前倒しで策定することとなった。との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、救急業務について、救急車要請での緊急を要しない場合の対応や、市民に対して適正な利用の呼びかけの方法について、また、消火栓の点検や凍結事例、豪雪による道路パトロールの対応について、との質疑に対し、要請があって現場に行った際、タクシー代わりや軽症であるという事例は実態としてあるが、そういう状況でもすべて病院へ搬送しているため、1件の救急搬送ということでカウントしている。このことは、全国の消防

の大きな課題となっており、国でも広報やメディア媒体を使って適正利用を呼びかけている。本市としても、救急の日にあわせ、メロディーでの適正利用の呼びかけや、ホームページ掲載、さらに、年間300件近く行っている救急講習の際に、救急隊員からも適正利用を呼びかけている。

また、消火栓については、雪が降る前に1度残水点検などの点検をしており、冬場は毎日消火栓、道路状況の点検をし、著しく狭くなった場所などを確認した場合は、関係部署に連絡をするなど連携を図っている。また、消火栓の凍結は今までない。との答弁。

次に、学校給食について、保育所園児に対する配食の実績について、また、保育園児用の給食は100食を割ると配食できないと聞いているが、その考え方と今後の対応について、との質疑に対し、23年度は、1日あたり109食、実施日数が230日から240日で、概ね2万6,000食の提供をしている。

また、現在の給食センターが3,500食対応の施設なので、現在の機械設備の状況下では少ない量の調理をするのが非常に難しい状況にある。今後は保育所や子ども達の数も少なくなっていくため、保育所の方々の話し合いの中で、どういった対応ができるかなど、子ども達の給食が安定的に供給できるように検討していきたいと考えている。との答弁。

次に、就学援助について、体育の授業に柔道が入るということだが、柔道着は援助対象となるのか。との質疑に対し、柔道着については、学校と相談をしながら、各サイズを取

りそろえ、各学校1学年分ずつを23年度予算で配備をした。柔道は、学年ごとの授業となるため、1学年ごとにそれぞれ貸与し、終わった後に各自洗濯し、全学年が使い終わったあと学校予算でクリーニングをし、次の年に向けて保管をしていくことで考えている。3年間30時間程度の授業のため、保護者負担の軽減ということで、このような対応を考えた。との答弁がありました。

次に、第13款職員費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、職員給与費について、市内で開催される各種イベント等に職員が参加する場合、イベントの主体を担っている部署の職員と、ボランティアで参加する職員の時間外手当の取り扱いについて、との質疑に対し、イベント等の担当部署における職員については、職務の一環であることから、土日の勤務であれば週休日の振替え、あるいは時間外勤務手当の対応となるが、ボランティアとして参加している職員については、自発的な意思に基づいて参加していることから、一般市民の方と同様の取り扱いとなっている。との答弁。

次に、職員のボランティア参加について、参加の呼びかけが強制的な割り当てとはならないよう、職員のボランティアに対する個々の認識を深め、市民とともにまちをつくっていこうという思いを醸成することが大切だと思うが、その考え方と取り組みについて、との質疑に対し、参加は強制ではなく、参加しないことによる不利益もないものであるが、職員が一般市民としてイベント等に参加し、市民と一緒にまちづくりに取り組むことは重要と考えており、今後とも自発性に基づいた

ボランティア参加、まちの活性化に向けて、職員の参加意欲がわくような仕組みづくりに努めていきたいと考えている。との答弁。

次に、職員の中で、メンタル的な部分で休職している職員は何人いるか、また、休職中の職員に対する、職場復帰に向けた対応及び、休職する職員を出さないための取り組みについて、との質疑に対し、平成23年度の状況では、休職発令をした者、現在もされている者については5名、病気欠勤の扱いになったものが2名、合わせて7名となっている。休職中の職員については、主治医あるいは家族等との面談、相談を行うとともに、復職が見込まれる場合は、休職期間中、身体を慣らすための短時間のリハビリ勤務を行なっている。また、メンタルヘルスアドバイザーとの契約により、年4回の出張相談を市役所内で実施するなど、予防体制に努めている。との答弁がありました。

なお、第11款災害復旧費、第12款公債費、第14款諸支出金及び第15款予備費については、質疑がありませんでした。

次に、歳入全般から一時借入金に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、ふるさと納税について、あまり増えてない状況にあるが、市の発展に生かすため、増加を期待するが、そのための方法等について、との質疑に対し、地域をどのようにPRするかによって、納税の意識が大きく変わってくることから、今後ともホームページやあらゆるイベントを通じて、広く周知に努めていきたいと考えている。との答弁。

次に、地方債について、年度末現在高見込

額が減ってきている状況にあるが、償還のピークは何年度になるのか、との質疑に対し、地方債償還の進行管理をしている公債費負担適正化計画では、平成25年度を今後のピークに、以降、徐々に減少の見込みとなっている。との答弁がありました。

次に、議案第55号平成24年度美唄市民バス会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

市民バス運行にかかわる接客等、研修は徹底しているのか、との質疑に対し、市民バスという意識を持って運行していただくため、常日ごろから各事業者に対して話をしている。また、2月から実証運行を行っている東線でアンケート調査を行った結果、運転手に対して「大変ご苦労さまです」というようなコメントもいただいている状況。との答弁がありました。

次に、議案第56号平成24年度美唄市国民健康保険会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

市民負担が大幅増になる条例改正と予算がセットで短時間の間に示されたが、直接市民負担につながる条例改正について、実行まで余裕を持った中で、議会議論の場が保障されることは必要だと考える。

また、既に全国の自治体では国保が大きな財政負担になっている現状は、共通認識するところだが、今後、国保の広域化についてはどう考えているか、との質疑に対し、非常に期間のない中で議会の審議も十分でないということに対しては十分に反省をし、今後改めていきたいと考えている。

また、全国の国保の状況についても、どこ

の市町村も厳しい状況にあり、やはり都道府県単位の広域でやっていかなければ、市町村の国保は行き詰まるという状況があるため、引き続き、国・道に強く要望等をしていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第58号平成24年度美唄市介護保険会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

介護認定を受けている人数と今回の保険料値上げの要因、また、パブリック・コメントの意見について、との質疑に対し、平成24年度当初の見込みで、要支援1が347人、要支援2が232人、要介護1が375人、要介護2が214人、要介護3が153人、要介護4が134人、要介護5が237人、合わせて1,692人。値上げの要因の主なものは、第5期の3カ年の給付費の増や要介護者の増加、施設整備による利用者の増。また、今回のパブリック・コメントの意見には、1つの団体から介護保険制度の抜本的な見直し、保険料の値上げの抑制、特別養護老人ホームの待機者解消等について、さらに、介護従事者の労働条件の改善などの意見をいただいた。との答弁がありました。

次に、議案第61号平成24年度市立美唄病院事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

美唄市としての地域医療体制の中で、市民の安全・安心についてどのように考えているか、との質疑に対し、基本的な考えとしては、市民が安心して生活できるよう、限られた医療資源を最大限生かすとともに、地域に必要な医療サービスを確保した上で、市外中核病院との連携を進めるなど、持続可能な医療体

制の構築を図る必要がある。このため、病院、病床機能の役割分担、連携を検討する中で、地域の多様な医療ニーズに適切に対応するため、1つの基幹病院を中心とした医療提供体制づくりを目指すとともに、在宅医療の推進と介護との連携強化などによって、切れ目なく継続的かつ一体的に、市民生活を支える体制を確立する必要があると考えている。これが美唄市の地域医療体制のビジョンの骨格となり、地域医療体制のあり方検討委員会の中で各論的な議論が進められている最中で、3月の末をめどにその方向性が出るというスケジュールになっている。との答弁がありました。

次に、議案第62号平成24年度美唄市水道事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

放射能汚染の関係で、水道水の検査の考え方について、との質疑に対し、福島原発以降、美唄市も1回放射能検査をした。その後、北海道立衛生研究所や道内各地の検査結果が、すべて不検出ということから、それ以後は、検査を行っていない状況。との答弁がありました。

なお、議案第52号、議案第53号、議案第57号、議案第59号、議案第60号及び議案第63号の以上6件についての質疑及び総括質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第51号ないし議案第53号、議案第55号及び議案第57号、議案第59号ないし議案第63号の以上10件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第54号、議案第56号及び議

案第58号の以上3件については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきま
すようお願い申し上げます。報告を終わ
ります。

議長内馬場克康君 これより議案第1号な
いし議案第14号の以上14件について一括
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号美唄市給与条例の一部
改正の件ないし議案第14号指定管理者の指
定の件の以上14件は委員長報告のとおり決
定されました。

これより議案第15号について質疑を行
います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第15号美唄市医療費助成条例
の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定
されました。

これより議案第16号について質疑を行
います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

2番、長谷川吉春議員。

2番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議
題となりました議案第16号美唄市税条例の
一部改正の件につきまして、討論に参加いた
します。

私の立場を最初に申し上げますと、原案に
反対の立場であります。以下、その理由と若
干の意見を申し上げます。

この条例改正には、市たばこ税、個人住民
税、国民健康保険税が含まれていますが、市
たばこ税、個人住民税の改正の部分には、必
ずしも反対するものではありませんが、国民
健康保険税の改正に反対することから、議案
第16号美唄市税条例の一部改正に反対する
ものであります。以下、国民健康保険税の改
正の反対の理由と若干の意見を申し上げます。

国民健康保険医療をめぐる深刻な状況を象
徴的に示す悲しい出来事が各地で起きていま
す。全日本民主医療機関連合会が全国の加盟
事務所から報告を募った2010年国民健康
保険などの死亡事例調査には、事業費の支払
いが大変で治療を自ら制限し、手遅れにな
って死亡した事例が報告されています。年々報
告数は増加し、2010年は、国保短期保険
証と資格証明証、無保険の人が42人、国保

と協会健保、後期高齢者医療で正規の保険証を持っている人が29人亡くなり、約8割が50ないし60歳代で、最年少は32歳の無保険の人です。

現在の国民健康保険法は1938年に制定された旧法を1958年に全面的に改正したものです。改正の目的は、すべての国民が公的医療保険に加盟し、だれもが健康の権利と医療を受ける権利が保障される国民皆保険制度の実現です。このことから、国民健康保険法は、第1条で、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とし、第4条で、国及び都道府県の義務を規定しています。しかし、国保医療をめぐる状況は、急いで改善しなければ、命と暮らしが守れないほど深刻なものです。国保は全人口の3割が加入し、国民皆保険制度を支える制度であり、加入者の大半は低所得者です。

2009年度厚生労働省の国保実態調査では、所得なしは加入世帯の26.9%、所得200万円以下の世帯は74.9%となっています。加入者の構成を見ますと、世帯主が無職の世帯は39.6%となり、いずれも年々増え続けています。本市においては、4,790世帯が国保に加入し、そのうち所得なしが34.6%、200万円以下が51.4%となり、この分だけで86%になります。

本市においての今回の国保税の改正では、所得割の伸び率が119.5%、均等割の伸び率が142.9%、平等割の伸び率が126.0%となっていて、低所得者への負担が一層大きくなっています。本市における国保

会計は年々厳しくなり、これまでは支払準備基金を取り崩してしのいできましたが、基金も底をつき、一般会計から8,725万6,000円の法定外の繰り入れを行っても、保険料の値上げとして条例改正が提案されているわけであります。

私は、これまでも市民負担の軽減のために、一般会計からの基準外の繰り入れを提案してまいりました。今回は、本市としては、実質上初めての基準外の繰り入れを行い、その点については評価するものであります。この繰り入れは最低でも1億円は必要であると思います。この1億円の根拠は、全道35市のうち基準外繰り出しを行っている28市の一般会計における平均比率と同じ比率とするなら、本市における財政規模では1億円になります。

国保会計が厳しく、市民が大きな負担を強いられている最大の要因は、何といたっても国による国庫負担率の引き下げにあります。自治体の国保財政に占める実際の国庫支出金の割合は、1984年当時の49.8%から2008年には24.1%まで下がっています。

一方、一人当たりの年間保険料は同じ時期で二倍以上になっています。ここに、払いたくても払えない保険税の大きな原因があります。

高橋市長は、国庫負担をもとの50%に戻すことや、収納率低下によるペナルティをなくすることや、社会保障の抜本的な改善に向け、国に対し一層強く働きかけることを要望し、討論を終わります。

議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第16号美唄市税条例の一部改正の件**は、委員長の報告のとおり決定されました。

これより議案第17号及び議案第18号の以上2件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**議案第17号美唄市総合福祉センター条例制定の件**及び**議案第18号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件**の以上2件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第19号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

2番、長谷川吉春議員。

2番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第19号美唄市介護保険条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

今回の改正は、3年を区切りとした事業運営期間ごとの設定で、平成24年から平成26年までの保険料率の改定にあります。

安心して暮らしたい、これは市民みんなの願いです。しかし、介護をめぐる悲劇が各地域で発生し、安心して老後を送ることができないのが不安であります。今の介護保険は、高いサービス利用料の壁、入りたくても入れない特別養護老人ホームやグループホームなど、貧弱な介護基盤の壁、介護外しなどの厳しい介護認定の壁、少ない年金と高い介護保険料の壁など、さまざまな壁が立ちはだかり、保険あって介護なしの声も多く聞かれます。

厚生労働省によると、要介護者が増え、介護保険料は月840円の増となり、平均基準額は5,000円以上になるとしています。

本市においては、基準額は年間で6,600円の増となり、5万5,200円、月額では550円の増で、4,600円となります。

利用料の一部負担は低所得者にとっては重い負担となり、サービス限度額の3ないし4割しか使えない人も多くいます。安い年金がさらに引き下げられ、今でも高い保険料の負担は生活の困難を一層深刻化させることは間違いありません。

国庫負担率が介護費用の5%にすぎず、どの市町村長も住民の負担は限界だと語り、各議会でも国庫負担の割合を引き上げるよう意

見書が採択されています。

市長は、国に対し、国庫負担を増やして介護保険料の高騰を抑える特別対策をとるよう求めることが必要だと思われま

す。昨年6月に改正された介護保険法は、として、要支援サービスの総合事業への置き換え、として、定期巡回の新しいサービスの導入、として、介護職員の医療行為の合理化、として、1カ月20万円以上のサービス付き高齢者住宅のスタート、として、療養病床中止の猶予、として、事業計画の内容変更など、社会保障としての介護に背を向ける内容となっています。

今、老老介護など介護者自身の肉体と精神の疲労が蓄積しています。介護者が明るく健康で人間らしい生活が送れるよう、介護者への支援も必要です。

市長は、国に対し、介護保険制度の抜本的な改善を強く要望することを期待して、討論を終わります。

議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第19号美唄市介護保険条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第20号ないし議案第50号の以上31件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号美唄市営農改善センター条例廃止の件ないし議案第50号指定管理者の指定の件の以上31件は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第51号ないし議案第53号の以上3件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第51号平成23年度美唄市一般会計補正予算(第7号)ないし議案第53号平成23年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)の以上3件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第54号について質疑を行

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、吉岡文子議員。

7番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました議案第54号平成24年度美唄市一般会計予算について、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島原子力発電所の事故は、日本のみならず世界に衝撃をもたらしました。原子力発電所の事故は収束の兆しも見られず、余震が起こるたびに被災地の方々のことを心配しております。

そんな中、政府の示した平成24年度予算案は、税と社会保障の一体改革を先取りして、消費税を前提として、その一部を先取りしながら、年金給付や子ども手当の削減で社会保障を抑制する一方で、ハッ場ダム建設再開、原発推進予算、軍事費増額など、浪費をさらに拡大する予算案となりました。

民主党は2009年の総選挙で、国民の生活が第1というスローガンを掲げて政権交代を実現しました。自公政権時代には、小泉内閣以来、社会保障予算を毎年2,200億円ずつ削減するという切り捨て路線が進められてきましたが、野党時代の民主党はこれを強く批判していました。

ところが、来年度予算は金額で見れば、小泉政権時代以上の社会保障切り捨て予算です。小泉政権の下での2,200億円削減は、1

兆円近い自然増による伸びを2,200億円抑制するというものであり、社会保障予算の金額それ自体は毎年増えていました。小泉政権下で社会保障費が最も低い伸びだった2006年度でさえ、約2,000億円、0.9%の増額でした。

これに対して、来年度予算の社会保障費は一般会計だけで見れば、前年度より2兆3,000億円も少ない、戦後初めてのマイナス社会保障予算となりました。特に大きく削られたのは年金と子ども手当の予算です。

年金世帯は6月支給分から給付額が0.3%削減されます。後期高齢者医療保険、介護保険の見直しも重なり、年金世代は深刻な事態となります。

子育て世帯も負担増です。子ども手当は2010年度から中学生まで月1万3,000円の支給でしたが、昨年10月から3,000円引き下げになりました。3歳未満と小学生以下の第3子は2,000円の引き上げです。6月からは所得制限が導入される予定ですが、実際にどうなるかは未定です。さらに、年少扶養控除廃止による増額が子育て世帯を襲います。サラリーマンの場合、所得税は昨年のうちに実際に増税になっていますが、自営業者などの場合は、今年の確定申告後に納める所得税が増税になることとなります。6月からは、住民税も年少扶養控除廃止の影響で増税になります。住民税の場合は所得税と違って10%のフラット税率ですから、一部を除いて、所得にかかわらず子供一人につき3万3,000円の増税です。サラリーマンで住民税が所得から天引きされている場合には、6月から手取り額が減ることとなります。

健康保険料や厚生年金、共済年金の保険料も上がり、昨年秋の決められた復興増税による影響も重なります。年収500万円で、子供二人のサラリーマン世帯の場合、以上を合わせただけでも月給の半分くらい吹き飛びます。子ども子育て応援のマニフェストなど、全く総崩れです。

そういった政府予算のもと編成された本市の平成24年度予算ですが、昨年市長に就任された高橋市長の市政方針も盛り込みつつの編成作業に当たられた職員の方のご苦労には改めて敬意を表します。

平成24年度美唄市一般会計予算は、歳入歳出162億2,397万7,000円、対前年度比2億3,896万7,000円増となっています。

歳入では、市税は対前年度比でマイナス3.9%、地方交付税は対前年比で3.7%増となっています。

歳出の主なものは、ごみ広域処理焼却施設建設事業費の美唄市負担分の増額、美唄市バス路線維持費補助事業では、市民の足としての市内のバス路線への補助や、バス路線で網羅できない地域への乗合タクシーの運行、移住・定住促進事業やパークゴルフ場整備事業、小中学校大規模改修事業や独居高齢者の緊急時の救護活動の迅速化を図るために設置している緊急通報システム端末機の整備などが予算計上されております。

一方で基幹産業である農業予算では対前年度比186万円マイナス、マイナス0.4%となっており、美唄市独自の農業経営を安定させる施策は十分とは言いません。

商店街の賑わいも戻っておらず、歩行者の

姿は年金支給日でさえ、ちらほら見かける程度だと嘆く商店主の方もおられます。

市民生活を支える道路や側溝の整備はどうでしょうか。いまだ未舗装の道路や歩道整備されていない道路も多く見かけます。側溝の整備等も南美唄地域を初めとして、市内全域などではまだまだ不十分だと言わざるを得ません。

平成24年度は、第6期総合計画の2期目となります。高齢の独居、老老介護、在宅障害者の見守りなど、本年度からマップづくりに取り組みまれたと聞いておりますが、昨年秋から今年になって、全国各地で相次いだ孤立死に対する対策も含めて、現状の把握の段階で、有効な方策を構築できているとはいえません。

美唄で暮らす市民のささやかな願い、それは、住みなれた土地で息絶えるまで暮らしたいということに尽きます。そのことを多方面から支えるというのが行政の使命、役割だと考えます。

先ほど、討論の初めに申し上げましたように、野田内閣の下、執行されようとしている予算に対しては、決して容認できるものではないこと、平成24年度美唄市一般会計予算についても、結果としては、野田政権の予算の枠組みの中での編成という見解を有しており、容認できるものではありません。

高橋市長におかれましては、市民全体の代表として、市民の命と健康、安全・安心な暮らしを守るため、体を張って国の悪政から市民生活を守ることを期待いたしまして、反対討論を終わります。

議長内馬場克康君 13番、土井敏興議員。

13番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました議案第54号平成24年度美唄市一般会計予算につきまして、私は、委員長報告に賛成の立場で討論に参加をいたします。

国政レベルにおける論点は別といたしまして、本市の平成24年度一般会計予算は、厳しい環境下にある中で、財政健全化を推し進め、将来に希望が持てるまちの活性化と、市民にとって安心・安全なまちづくりについて取り組むため、引き続き、全体として抑制基調としながらも、びばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）の都市像に掲げる「食・農・アートが響き合う緑のまち美唄」の着実な実現を目指し、環境に配慮しながら、農業を基軸とした産業間連携、いわゆる農工商連携による経済振興や、健康で安全・安心な暮らしに立脚した市民生活の向上に向け、財政健全化計画や市立美唄病院経営健全化計画を推進するとともに、運用面においては、過疎対策事業債などの有利な財源を活用しながら、主要施策を中心として、計画に掲げた予算並びに事業を最大限計上するよう、高橋市長を先頭に、関係職員の皆さんが鋭意努力、工夫された結果として、一般会計予算総額162億2,397万7,000円が確保され、対前年度比1.5%の増となっており、その労に対しまして、率直に評価をさせていただきます。

平成24年度の市政執行に当たっては、申し上げましたように、極めて厳しい財政状況下でありながらも、市民一人ひとりが元気に輝く、元気な人づくりと、各産業の振興と雇用の創出、さらには交流の拡大による元気な

まちづくりを基本姿勢に据え、ふるさと美唄の再生に向けて、地域特性を活かし、美唄らしい新たな価値を創造し、人とまちの輝きが増すよう全力で取り組むと固い決意も示されました。

直面している諸課題が山積する中であって、主な事業・施策に関して申し上げますと、農業振興の分野では、今後の美唄農業の基盤の骨格を担う国営農地再編整備事業に伴う換地計画策定の事業を受託する「国営換地計画受託事業」を、観光・交流の分野では、賑わいの復活と活性化を目指し、市外からの移住者に対する住宅新築・中古住宅購入に対し、助成を行う「移住・定住促進事業」を、ごみの減量化と適正処理に向けては、本市を含め、2市1町による「ごみ広域処理焼却施設整備事業」や、循環型社会の確立を視野に、家庭から出る生ごみの成分分析を行う「生ごみ堆肥化調査研究事業」を、生活環境の快適化における安全・安心のまちづくりの面については、消防通信指令施設を更新整備する「消防通信指令整備事業」を、高齢化が進行する中、明日の協働のまちづくりを担う人づくりについては、道央圏の大学と連携して「美唄サテライト・キャンパス事業」を、公共交通においても、市民バス東線における循環バスの運行の本格実施や、盤の沢・我路方面に続き、農村方面でも、乗り合いタクシーの実証運行など、明日への希望が持てる、そして、地域活性化に向けた様々な取り組みが展開されることとなっております。

また、市内の景気対策として普通建設事業の確保に尽力されているほか、教育環境向上のため、学校施設の大きな改修や「ブックス

「ターゲット事業」の対象を3歳児にも拡充をし、さらには、国民健康保険に対しても、平成24年度で、はじめてとなる基準外操出しを計上するなど、厳しい中にありつつも、きめ細かな配慮がなされております。

私は、今後の地方行財政制度の行方は極めて混沌とし、不透明な状況に向かうものと認識をしなければならないものと思うところですが、本市においては、ことに、市民の命と健康に密接にかかわりのある市立美唄病院の経営や地域医療体制のあり方等について、その安定化に向け、より強固な取り組みが指摘をされているところでもあります。

よって、高橋市長の強いリーダーシップのもと、いかに厳しい環境下にあっても、「ふるさと美唄再生」のため、財政健全化と地域の活性化に向けて、臆することなく、後回しすることなく、全庁・全職員が一丸となり、渾身の力を振り絞って積極的に取り組まれますことを、心より強くご期待申し上げますところでもあります。

以上申し上げ、なにとぞ、議員の皆様におかれましては、議案第54号平成24年度美唄市一般会計予算にご賛同くださいますようお願い申し上げます。私の賛成討論を終わります。

議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第54号平成24年度美唄市一般会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第55号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号平成24年度美唄市民バス会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第56号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、吉岡文子議員。

7番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました議案第56号平成24年度美唄市国民健康保険会計予算について、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

平成24年度美唄市国民健康保険会計予算

は、保険税の大幅引き上げの予算となっております。

国民健康保険は国民皆保険制度の柱として、国民の命と健康を守る制度であり、国民の医療を受ける権利を実現する制度です。また、政府管掌保険や組合健康保険などの医療保険、いわゆる職域保険に加入していない農・漁業者、自営業者などの市町村の住民を対象とした強制加入の地域保険です。市町村が発行する国民健康保険証を診療所や病院の窓口に出せば、一定の自己負担3割で医療が受けられます。他の職域保険に比べ、負担上の不公平があります。被保険者一世帯当たりの年間所得は、国保加入者で186万、政府管掌健保で236万、組合健保で379万です。

これに対して、保険料の負担率は国保が8.2%、政府管掌健保が6.1%、組合健保4.2%と、組合健保に比べて2倍近い負担率となっています。所得の低い層に高い保険が掛けられているのです。

一方、加入者に高齢者が多いことなども反映して、一人当たりの年間医療費は、国保が33万5,000円、政府管掌健保が17万8,000円、組合健保が13万6,000円と、国保は他の健保に比べて倍になっています。

こうした構造的な問題が国保の高い保険料を招いているとも言えます。国庫補助なしには運営することが困難な構造上の問題を持つ国民健康保険ですが、この間、政府が国庫補助を削減し続け、このことが国保の運営に大きな影響をもたらしています。

市長は、市民の命と健康を守る立場から、国に対して、国庫補助をもとの50%に戻す

よう強く働きかけるべきです。また、今回の国保保険料の引き上げにおいては、基準内の繰り入れとともに、日本共産党が国保運営に欠かせないと訴えてきた、基準外の繰り入れも実現できました。このことについては評価する点も見受けられますが、果たして繰入額は妥当なのか、市民負担を少しでも縮減するために繰り入れの増額が必要だったのではないかと考えます。

また、滞納世帯への制裁措置として、短期保険証や資格証発行が続けられていますが、果たして、これらのことが収納率の向上につながっているとは考えられません。医療機関への受診機会を退け、重症化の後の受診で、かえって医療費の負担増になっているのではないでしょうか。一度発行すると、発行数が減らずに増えていくことも指摘されています。

高橋市長におかれましては、国に対しては国庫補助をもとに戻すよう強く働きかけ、市民負担の縮減のための基準外繰り入れの増額、税の収納効果が少なく、重症化を招く資格証明証の発行を首長としてきっぱり中止するよう申し上げまして、反対討論を終わります。

議長内馬場克康君 8番、桜井龍雄議員。

8番桜井龍雄議員（登壇） ただいま議題となりました議案第56号平成24年度美咲市国民健康保険会計予算の件につきまして、討論に参加させていただきます。

私の立場は原案に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

国民皆保険の中核をなす国民健康保険制度は、第1次産業従事者や自営業者の加入が中心であったものから、時代の経過とともに、無職の方、非正規雇用者など、低所得者や高

齢者の方が増加している現状であります。

この状況は、市町村国保における構造的な問題となっており、国保の財政運営は非常に厳しいものと認識しています。

現在、国においては、社会保障制度の持続性の確保を図ることにより、国民の安心を確保するため、社会保障と税の一体改革の議論がなされており、その中においても国保制度の見直しについての議論がなされており、今後における国保事業について、さまざまな方策が提示されているものの、見通しは不確定なものがあります。

美唄市においても、国保の世帯加入率は直近月において、37.7%、加入世帯における所得の構成分布においては、約6割の世帯が低所得者世帯として低減該当となっていることや、年齢分布においても60歳以上の方の加入率が高く、70歳以上では、市民の約8割の方が国保に加入されている実態があり、まさに構造的な問題に直面しております。

医療費が年々増加する中、景気低迷により保険税収が伸び悩み、保険財政運営が極めて厳しい状況の中、保有している国民保険支払準備基金を取り崩しながら収支均衡を保ってきておりましたが、今年度中にも資金残高も底をつく状況にあり、平成24年において、国保税率等の引き上げが提案されたところです。

それを反映した本市の平成24年度国民健康保険会計予算は、総額38億9,144万6,000円で、前年比0.9%増となっております。

その内容は、被保険者の高齢化や高度医療化、また、診療報酬改定分の費用の増加も的

確に見込み、これに対する財源として、保険税改定において税収増が見込まれております。

今回の保険税の改定は平成12年度以来、実に12年ぶりの引き上げとなったもので、基金からの繰り入れがなくなったこともあり、保険税である程度の収入を確保しなければならないものであり、被保険者の方々にとっては、上昇に大きな負担の心配があることを思料いたすものですが、今後の保険財政の運営と制度維持のために、市民の皆様にもご理解を願うものです。

また、このたびの約20%の大幅な引き上げに対して、市の一般会計から国保事業に向けて、法定外繰り入れが実施、約8,700万円の一般財源が投入されたわけですが、国保の負担増に対しての支援を高く評価するのであります。

現在も、市民の4割近くが加入する国保ですが、将来的には多くの方が加入されることになり、医療保険制度のセーフティーネットとしても重要であることから、安心した医療を受けるために健全な事業運営が望まれるものです。

今後は、実際に国保税を負担する国民保険の被保険者はもちろんのこと、市民の理解を得られるよう、丁寧かつ詳細に周知を実施し、説明責任を果たしていただきたいと思います。

現在、国民保険は、新しい高齢者医療制度や広域化の推進など、今後の動きを注視していかなくてはなりません。さまざまな情報を収集しながら、持続可能な国民保険の運営をされることをご期待申し上げ、私の討論を終わります。

議長内馬場克康君 これをもって討論を終

結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第56号平成24年度美唄市国民健康保険会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第57号について質疑を行います。

(「なし」括弧と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号平成24年度美唄市下水道会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第58号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。これより討論を行います。

7番、吉岡文子議員。

7番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました議案第58号平成24年度美唄市介護保険会計予算について、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

平成24年度美唄市介護保険会計予算は、今後3年間の保険料を基準段階で年額5万5,200円、昨年比で6,600円引き上げる予算となっております。保険給付の増額や要介護者の増加が保険料引き上げの要因だということでした。

美唄市内の65歳以上の高齢者は8,765人、高齢化率約35%、急激な高齢化が進行する中で、公的介護保障の拡充、介護保険の改善が求められています。しかし、今の介護保険は、高いサービス利用料の壁、特別養護老人ホームやグループホームなどの貧弱な介護基盤の壁、介護外しなど厳しい介護認定の壁、少ない年金と高い介護保険料の壁など、さまざまな壁が立ちはだかり、保険あって介護なしが横行しております。年金が年々引き下げられようとしているのに、介護保険料の引き上げは、高齢者の生活に重くのしかかることとなります。

高橋市長におかれましては、国に対して特別の対策を求めること、基金のさらなる取り崩しなどで、市民負担を極力抑え、高齢者が笑顔で暮らせる地域づくりを図るべきです。

以上申し上げまして、反対討論を終わります。

議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第58号平成24年度美唄市介護保険会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第59号ないし議案第63号の以上5件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号平成24年度美唄市介護サービス事業会計予算ないし議案第63号平成24年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上5件は、委員長報告のとおり決定されました。

議長内馬場克康君 次に日程の第4、議案第66号平成24年度美唄市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。市長。

市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました議案第66号平成24年度美唄市一般会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条、歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ389万2,000円を増額補正し、補正後の予算総額を162億2,786万9,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、労働費に緊急雇用対策として、今季の記録的な大雪により学校施設や生涯学習施設の使用に支障が出ないよう融雪を促進するため、雪割り等を実施するとともに、施設周辺に飛散している樹木の折れ枝を撤去することにより、施設の安全な利用の確保と雇用の創出を図る「学校施設等豪雪対策事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する道支出金を増額補正し財源対応をいたしました。

なお、この事業による雇用創出数は8名で、稼働日数は延べ208日と設定しているところであります。

よろしくご審議をお願いいたします

議長内馬場克康君 これより議案第66号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号平成24年度美唄市一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

議長内馬場克康君 次に日程の第5、議案第64号財政調整基金の一部積立て停止の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。市長。

市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました議案第64号財政調整基金の一部積立て停止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により、平成23年度においてその積立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長内馬場克康君 これより議案第64号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号財政調整基金の一部積立て停止の件は、原案のとおり可決されました。

議長内馬場克康君 次に日程の第6、議案第65号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

13番、土井敏興議員。

13番土井敏興議員(登壇) ただいま議題となりました案件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第65号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、本市の依然として厳しい財政状況を勘案し、現在実施している期末手当の独自削減措置を平成24年度においても継続実施するため、必要な改正を行うほか、条例の整備に関し必要な改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長内馬場克康君 これより議案第65号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長内馬場克康君 次に日程の第7、承認第2号総務・文教委員会所管事務調査の件ないし日程の第9、承認第4号議会運営委員会所管事務調査の件の以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付の承認書のとおり、閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中も調査を認めることに決定いたしました。

議長内馬場克康君 次に日程の第10、意見書案第1号記録的な豪雪による被害対策を求める意見書ないし日程の第14、意見書案第5号原子力発電所の安全対策と再稼働に関する意見書の以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

初めに、意見書案第1号について、3番、谷村知重議員。

3番谷村知重議員(登壇) ただいま議題となりました意見書案第1号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせて

いただきます。

記録的な豪雪による被害対策を求める意見書

北海道では、昨年からの大雪に見舞われ、特に美唄市をはじめとする南空知の一部地域では、長期間にわたり局地的な降雪が続き、積雪深が観測史上最高を記録する地域が出るなど、交通機関はもとより、市民生活に大きな影響を及ぼし、各自治体では豪雪対策本部を設置し対応しているところであります。

この大雪により、除雪作業等で死傷者が出ているほか、倉庫や工場、民家に加え農業用ビニールハウス等が倒壊する甚大な被害が発生しており、美唄市農業協同組合、峰延農業協同組合及びいわみざわ農業協同組合では、被災総棟数(パイプ被災を含む)は、3,700棟を超えるものと推計しております。

また、今後は、融雪による更なる被害の拡大や災害の発生も心配されるなど、農業をはじめ地域経済全般に影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、融雪期の緊急対応や春耕期の農作業などに支障を来たさぬよう、早急に財政的支援などを講ずるよう下記の事項について強く求めます。

記

1. 地方自治体を実施する豪雪被害対策に対し、財政支援措置を講ずること。
2. 豪雪による農業被害に対する支援制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月21日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 次に、意見書案第2号及び意見書案第3号の以上2件について、4番、丸山文靖議員。

4番丸山文靖議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第2号及び意見書案第3号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

年金制度抜本改革の全体像を早期に
公表することを求める意見書

政府は税と社会保障の一体改革に強い意欲を示していますが、肝心の年金制度の抜本改革については、全体像が明らかになっていません。政府・民主党は平成21年度の衆院選公約（マニフェスト）で「年金一元化」「月額7万円の最低保障年金の創設」を掲げました。ところが、政権交代から2年6か月が経過しても、依然として最低保障年金に必要な財源や、年金一元化に向けた制度設計はいずれも明らかになっていません。政府の税と社会保障一体改革素案では平成25年の通常国会に法案を提出するとしていますが、内容が不透明なまま、「新たな年金制度創設のための法律を平成25年までに成立させる」との、マニフェストの実現には目途が立っていない状態となっています。

平成23年3月に民主党内で最低保障年金創設に向けて行った試算では「新たに消費税率7.1%の増税が必要」と結論が出て、野党の求めに応じてこの試算を公表しましたが、現状では、国民が理解するに足るような新年

金制度の全体像を明らかにする姿勢が感じられません。

本市をはじめ、地方経済は疲弊が進み、収入が減少し二重、三重の生活苦を強いられている現状下であり、「税と社会保障の一体改革」と言うのであれば、消費税の増税案と年金制度の改革案は一体で論議されるべきであり、全体像が明らかにならないままでは、国民が消費税増税に納得しないことは言うまでもありません。

よって、政府に対して年金制度抜本改革の全体像を明らかにするよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月21日

北海道美唄市議会

戸別所得補償制度の見直し等、農業
政策の立て直しを求める意見書

世界的な人口急増や開発途上国における生活水準の急激な向上に伴う世界的な食糧争奪の時代は目前に迫っています。わが国の食糧自給率は、平成22年度カロリー換算で、既に40%を切り、自給率向上に向けて国内の農地を最大限活用し、担い手が意欲を持って、消費者の需要に応えられるような食料の供給体制を整備することが求められています。農業を基幹産業として位置付けている本市においても、市民や消費者の信頼に支えられた産地を目指して農業経営の体質強化と安定化、消費者に信頼される産地づくりを推進しているところであります。

しかしながら、民主党政権が行っている農業者戸別所得補償制度は、未だ制度が固定化されず内容的には政策効果に乏しく、農地集

積が進まない等、多くの欠陥を抱えています。昨年、民主・自民・公明の三党合意では「政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する」ことを約束したものの、政策効果を十分に検証することもなく、平成24年度予算に戸別所得補償関連経費6,900億円以上を計上したことは、現政権に対する真意を疑います。

早急に農業・農村の衰退をくい止め、農業政策の立て直しを図っていくためにも、下記の事項について実現を図るよう強く求めます。

記

1. 「農業者戸別所得補償」は名称の変更を含め、国民の理解を得られるような制度とすること。
2. 政権交代直後に大幅に削減された農業農村整備事業及び強い農業づくり交付金などに十分な予算を復活すること。
3. 明日の日本農業を担う後継者や担い手が規模拡大などをはじめ、夢や希望を持って取り組む事が出来る施策の充実・強化を図ること。
4. 計画的な食料自給率の向上を図るため、目指すべき政策目標を明確にし、計画的に実現できるような予算編成・執行をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月21日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 次に、意見書案第4号及び意見書案第5号の以上2件について、7番、吉岡文子議員。

7番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第4号及び意見書案第5号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

医療計画、2次医療圏の基準

見直しに関する意見書

厚生労働省の「医療計画の見直し等に関する検討会」は、都道府県が作成する次期医療計画（2013年度から）の指針について見直し案を示しました。この中で「2次医療圏の設定」では、「20万人未満の2次医療圏について、入院医療を一体の区域として提供できるかを検討し、流入割合が20%未満、流出割合が20%以上あった場合は設定の見直しの検討する」となっています。

これを北海道にあてはめると現在21の2次医療圏が12に半減してしまいます。

近く厚労省が決める「指針」、それがそのまま持ち込まれると、空知、根室、日高、宗谷、上川など各地の地域医療が崩壊しかねず、これまで各センター病院は地域の中核的医療機関として整備され、重要な広域機能を発揮してきましたが、これが瓦解しかねません。

そもそも「人口20万人未満」を基準にとり入れること自体、過疎地をかかえる北海道の医療実態に反したものであり、地理的社会的条件についても配慮を欠く基準といわざるをえません。

よって厚生労働省「指針」をつくる場合は、検討会の案に依拠することなく、人口基準を撤回し、これまでのように自然的社会的条件

を十分に考慮することにより、地域医療の確保をはかるべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月21日

北海道美唄市議会

原子力発電所の安全対策と再稼働に関する意見書

平成23年3月11日の東日本大震災による、東京電力(株)福島第一原子力発電所の重大な事故から1年が経過しましたが、今なお、事態の収束には至らず、多くの住民が避難生活を余儀なくされ、生活の基盤を失うという厳しい生活が続いています。

国においては、今回の事故や被害の原因を究明するため、徹底した調査・検証を行い、北海道泊原子力発電所をはじめ、国内の原子力発電所の抜本的な安全対策を検討・実施し、防災対策の強化はもとより、あらゆる対策を講じ、再稼働に関するストレステスト結果の判断基準や運転再開及び継続の可否の判断について、今回の教訓に立って、新たな安全基準を確立し、本市住民をはじめ道民・国民に対して、わかりやすく説明し、理解を得ることが何よりも重大な責務であり、そのための厳格な安全宣言が求められています。

泊原子力発電所沖の西積丹には多くの活断層が指摘され、M7.8級の地震も予測されていることから、30Km圏内に係わらず過酷事故への住民不安は少なくありません。

よって、国においては、福島第一原子力発電所の一刻も早い収束と原因究明はもとより、国内全ての原子力発電所の周辺住民の安心・安全を確保するため、次の事項について強く

要望します。

記

- 1 今回の事故に関し、地震・津波の影響はもとより、徹底した調査や検証を行い、その結果を踏まえ、抜本的な安全対策を速やかに講じること。
- 2 原子炉の再稼働に関し、ストレステスト結果の判断基準や今後の手続きなどを明白にし、運転再開及び継続の可否の判断について、地域住民はもとより、道民・国民に対し、丁寧な説明を行い、理解を得ることに国が責任を持つこと。

- 3 避難道路やオフサイトセンターの整備をはじめ、原子力防災対策に関するあらゆる財政支援措置の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月21日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第1号ないし意見書案第5号の以上5件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号記録的な豪雪による被害対策を求める意見書ないし意見書案第5号原子力発電所の安全対策と再稼働に関する

る意見書の以上5件は、原案のとおり可決されました。

議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は全部議了いたしました。

これをもって、平成24年第1回美唄市議会定例会は閉会いたします。

正午0時23分 閉会

